

## 総務委員会会議録

日時 平成20年10月6日(月) 開会時間 午前10時10分  
閉会時間 午後4時52分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三  
副委員長 中込 博文  
委員 前島 茂松 渡辺 巨人 高野 剛 望月 清賢  
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

知事政策局長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則  
企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己  
知事政策局次長 後藤 雅夫 知事政策局次長 平出 亘  
政策参事 藤江 昭 政策参事 山本 正彦 政策参事 清水 享子  
広聴広報課長 田中 宏 行政改革推進課長 都築 敏雄  
理事 中澤 正徳 理事 笠井 一  
企画部次長 古屋 博敏 企画部次長(企画課長事務取扱) 安藤 輝雄  
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 県民室次長 三枝 博  
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博  
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦  
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 芦沢 一  
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂  
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康  
男女共同参画課長 河野 義彦

公安委員 鶴田 美枝 警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 戸島 公男 警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 皆川 孝  
刑事部長 深沢 正和 交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇  
首席監察官 日原 清貴 会計課長 宮崎 清  
警務部参事官 保坂 廣文 生活安全部参事官 門西 和雄  
交通部参事官 深澤 俊樹 警備部参事官 青木 雄二  
教養課長 千頭和 菊夫 監察課長 佐藤 元治 厚生課長 小幡 菊次  
情報管理課長 金丸 文夫 地域課長 小野 和夫 少年課長 古屋 一栄  
捜査第一課長 五味 政樹 捜査第二課長 仲村 健二  
組織犯罪対策課長 中澤 明彦 交通指導課長 有泉 辰二美  
交通規制課長 渡辺 茂 運転免許課長 佐野 俊夫  
警備第二課長 永田 賢一 警察学校長 鈴木 正明

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中澤 正史  
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 横森 良照  
選挙管理委員会委員長 新海 治夫  
防災危機管理監 花形 俊雄 理事 芦澤 喜博 次長 深沢 博昭

次長（人事課長事務取扱） 芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫  
財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄  
私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田 克己 消防防災課長 窪田 春樹  
出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 管理課長 樋口 雅行  
工事検査課長 山田 佳男  
人事委員会事務局次長 中川 洋 人事委員会事務局次長 横森 公夫  
監査委員事務局次長 桜井 宗 監査委員事務局次長 宇野 哲夫  
議会事務局次長 山本 正文

議題

- 第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例制定の件  
第85号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例制定の件  
第91号 山梨県警察組織条例中改正の件  
第92号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正  
額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関  
係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務  
負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正  
第101号 山梨県土地開発公社の定款変更の件  
請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外  
を求めることについて  
請願第20-5号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（第四条）の改正を  
求めることについて  
請願第20-8号 新たな過疎対策法の制定について

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第20-8号については採択すべきものと決定し、請願第19-10  
号及び第20-5号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画部、警察本部、総務  
部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこ  
ととし、午前10時10分から午前11時47分まで知事政策局・企画部関  
係、午後1時32分から午後1時52分まで警察本部関係（その間、午前1  
1時47分から午後1時32分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午後2  
時12分から午後4時52分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査  
委員事務局・議会事務局関係（その間、午後3時4分から午後4時まで休  
憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

- 第92号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳  
入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第  
二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総  
務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

**(科学技術振興事業費について)**

- 渡辺委員 企画の2ページに科学技術振興事業費7千3百30万円が補正で載っています。当初予算が5千9百万円で7千3百30万円を補正して、すぐ繰越明許で7千3百30万円となっていますが、どういう理由でしょうか。
- 安藤企画部次長 今回の補正は知事公舎等の改修ですが、これについては、今後、詳細設計をして2月に着工しますと、適正な工期をとるためには完成が6月になってしまうということで、最初から6月を想定した契約をするために、繰越明許費が必要になるということです。繰越明許費の金額につきましては、予算額全額をいただきますが、これは前金払いとすると繰越額は減少するわけですが、今の時点ではその辺が明確でないので、予算額全体について繰越明許費を設定いただきたいということです。
- 渡辺委員 理由は大体わかりましたが、6月に着工するのですか。
- 安藤企画部次長 いえ、完成です。
- 渡辺委員 6月前に完成できないのでしょうか。何か理由等があるのですか。
- 安藤企画部次長 この知事公舎等は最終的には山梨大学にお貸しして、山梨大学でほかに整備するナノ材料研究センターがあります。これが大体8月に研究を開始するということです。それに合わせるような形で山梨大学とも相談しながら、いつまでにつくればいいのかということで、6月までの工期を想定しています。
- 渡辺委員 あくまでも合わせるということですね。わかりました。
- (高度情報化拠点整備事業費について)**
- 金丸委員 企の2ページの高度情報化拠点整備事業費の1千7百万円ですが、これはPFIでの取り組みが進んでいるということで、具体的に民間事業者の意向調査の実施とか、募集要項を作成するということですが、現時点の構想を明らかにしてもらいたいと思います。
- 安藤企画部次長 今回お願いしている経費は、高度情報化拠点について県有地を民間にお貸しし、民間事業者がそこに施設を建てて、情報通信産業等を入居させるということで、PFIとは異なります。ただ、公と民間が力を合わせて共同して建物をつくったり、施設をつくるという意味では、PFIと似ているところはありますが、今回のものについてはあくまでも県の所有地を民間にお貸しし、民間の整備事業者がそこに施設を建てて、情報通信産業等が立地するというので、PFIとは異なるものです。
- 金丸委員 プロポーザルというような表現をしたり、あるいは、建築業者によるいわゆるディベロッパーと言われるところに施設を建てさせて、そしてそれを将来的に情報産業に貸し付けるという流れと理解していいのですか。
- 安藤企画部次長 そのとおりです。
- 金丸委員 そうすると、これは幾つかのディベロッパーというか、プロポーザルで募

集して、それを最終的に絞るということになると思いますが、これは金額で入札をするということではなくて、いわゆる総合的な評価をして、そしてどこかのそうした県が考えているプロポーザル方式に、合致したところを指定するということになるのでしょうか。

安藤企画部次長 先生のおっしゃるとおりです。

金丸委員 そうすると、これからということになるかもしれませんが、建物などの規模とか、施設全体の建設費用というものは、どんなふうになっていくのでしょうか。

安藤企画部次長 高度情報化拠点に入るのは、基本的には情報通信産業ですが、そのほかに生涯学習施設といった県の公共施設についても予定しています。ただ、全体の規模あるいは建設費については、民間事業者の資金・ノウハウの提供をいただいて、民間事業者に提案していただくこととなりますので、現時点ではその規模あるいは工費がどのくらいになるかということは明らかになっていません。

金丸委員 金額は別にしても施設の規模、いわゆる生涯学習センターといった公的に利用できる場所と、まるっきりに情報通信産業の皆さんに貸し付けるところという、建物全体の比率みたいなものは、どのようになっていますか。

安藤企画部次長 まず県の入居する施設については、今後、事業者には条件提示をする前に、県としてどの程度が必要かという意味決定をする必要があると思っています。一方で、民間事業者が入居させる情報通信企業の入居面積とか、そのほかにいろいろな飲食とか売店等の利便施設等も考えていますが、こういうものについては、民間事業者に提案していただくこととなりますので、現時点ではどのくらいの大きさになるか、あるいはどういう比率になるかということは、計算できない状況です。

金丸委員 大学のコンソーシアムといったものも入れたいということですが、民間事業者の企業数は部屋の数によってまた違ってきます。したがって、そこはもう一定の考え方が出されていかないと、その事業者の応募も、募集もできないのではないかと思います。この辺の整合性はどうですか。

安藤企画部次長 入居計画についても、基本的には整備事業者には提案していただくこととなりますので、その整備事業者と入居企業との間で、どの程度必要かという協議は当然されるだろうと思っています。また、一方で、県としては整備事業者任せではなくて、数多くの情報通信企業に入居していただきたいということで、いろいろなところに声をかけたり、北口の優位性をアピールしながら、立地について働きかけています。どういう企業が入り、どのくらいの広さになるかについては、最終的にはその入居企業と民間の整備事業者の間で、決めていただくことになると思います。

金丸委員 民間企業が施設を建てるということですから、利益がどう上がっていくのかとか、その土地にふさわしいものはどういうものかというのは、プロが計画されるということですが、これでは物足りない気がします。県として

おおむねこの程度のものとか、企業の数はこのくらいのものとか、さらに公的関与で入れなければならないところはこのくらいという、最低そういう目標値のようなものは、持っておく必要があると思います。まるっきり民間事業者に投げて、あとはそこが計画をしたものを後ほど審査して、要望を出すことになっているのか、民間事業者がまるっきり計画したものを、そのまま取り入れていくことになるのか、この辺の審査過程というか、議論の過程はどのようになっていくのですか。

安藤企画部次長　　今回お願いしている予算で、民間のコンサルタントの支援を受けながら、その募集要項あるいは契約書案等を検討するわけですが、まず整備事業者については高度情報化拠点の整備の方針の中でも、公募型プロポーザルという形にするということで方針をお示ししてあります。こういう形でまず整備事業者を決めて、その整備事業者と基本協定を結んだ上で、さらに詳細についてはその整備事業者と協議していくこととなりますので、今の時点で規模についてお示しするのは困難ですが、施設としては、先端の情報通信産業の企業を誘致したいということと、県内の情報通信企業も入居していただきたい。そのほかに公共的なサービスの提供ということで、生涯学習施設であるとか、あるいは大学コンソーシアムといったものも考えており、それは整備方針の中で施設として全体としての概要をお示ししています。なるべく多くの企業が入ったり、多くの公共的なサービスを行うような部分が入ったり、それから、北口の場所の優位性を整備事業者に考えていただいて、魅力ある施設となるようにしていきたいと思っています。

金丸委員　　もう既にスケジュールは決まっているような気がしましたが、改めてそのスケジュールについて、現状わかっているところを明らかにしてください。

安藤企画部次長　　高度情報化拠点については、今回、お願いしてある予算がお認めいただけるなら、今後、コンサルの支援を受けながら、今年度中には整備事業者の選定準備作業に入り、来年には整備事業者を決定して、基本的な契約を締結したいと考えています。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第101号 山梨県土地開発公社の定款変更の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(山梨県青少年県民会議について)

進藤委員　　青少年育成活動の青少年育成山梨県民会議について質問します。今の社会

情勢の中で青少年の健全育成は、非常に重要視されていますが、市町村合併が行われて、非常に広域になったこともあり、その活動が活発に行われてきたものも、また広域になったということで、少し活動が停滞してきてしまっているという声を聞きます。そこで地元の青少年育成活動を積極的に行っていくために、県民会議として県民・村民の活動に対して、どのような対応をしているのかお聞きします。

岩間青少年課長 県内では市町村合併が進んでいますが、合併に伴い旧市町村単位の青少年育成会議が解散・統合される中で、新たにより広域的な団体として発足した、市町村民会議と県民会議の役割が不明確になり、事業推進における役割の再確認と推進体制の再構築を行い、その一層の活性化が図られることが望まれます。県としても、青少年健全育成運動が全県的に活性化することは大切と考え、これまでも県民運動の推進母体である、社団法人青少年育成山梨県民会議の活動に対して支援を行ってきています。市町村民会議や青少年育成関係団体等が行う地域の青少年育成活動に対して、社団法人青少年育成山梨県民会議が、本年度、「地域ぐるみ青少年育成活動支援事業」において、助成を行っています。

進藤委員 県民会議と地域活動をどのように連携して、どのような事業を行っているのか、お聞きします。

岩間青少年課長 まず「地域ぐるみ青少年育成活動支援事業」からお話ししていきたいと思いますが、地域の特色を生かした多様な青少年健全育成活動を実施する、青少年育成市町村民会議等を支援することにより、地域における青少年健全育成活動を活性化し、青少年育成県民運動の推進を図ることを目的とした事業です。これは各旧町村の枠を超えた事業でございます。各町村等も含めて合併したところの融和が図れるような事業となっています。今年度、県下で10市町村のこういった青少年健全育成活動であると認められる18の事業に、総額191万5,900円の助成を行っています。

例で申し上げますと、増穂町民会議ですが、近隣市町村にあります合唱団について合唱交流コンサートということで、市川三郷町・身延町等の合唱団を招聘して音楽会を開くということをやって地域間の垣根をとっていけるような融和策もあります。そのほか、北杜市においてもこのような助成を受け、旧小淵沢町と旧白州町において、個別に行っていた子ども参加型イベント事業を統合し、広域的な活動につながる事業を計画するなど、いろいろ成果が出てきていると聞いています。ちなみにあちらの方はお米が非常にとれることもあり、白州米を使った伝統食の巻きずしづくりや、商店街を忍者の格好をしてゲームなどしながら歩くこと、その両方が一緒に料理をつくりながら、やっていくような事業をしています。

進藤委員 10市町村が事業を申し込んでやっているというお話ですが、何か少ない感じがします。県民会議の方で予定した事業件数、それから、予算が190万とかおっしゃっていましたが、その予算の範囲内での事業が、今年度どのくらいなされそうなのか、10町村というと何か少ないように思いますし、どうなのでしょう。

岩間青少年課長 県としても青少年健全育成運動が、全県的に活性化されることが大切ですので、今後も県民会議と地域の青少年育成活動のかなめである市町村民会議

との連携が強まり、全県的な地域活動の活性化が図れるよう、指導していきたくて考えています。

進藤委員

最初に述べたように、本当に大事な青少年活動、特に子供たちのコミュニケーション能力が落ち、地域の教育力が落ちていることが子供たちの不登校の問題へも影響してきているように考えられます。ですから、歴史のある県民会議の活動には感謝していますが、なかなかお母さん・お父さん方が勤めをしていて、地域の子供たちの顔も知らない、子供たちと触れ合う時間も少ないということですから、県民会議の地域の活動、市町村活動にももう少し力を入れ、しかも市町村民会議のような地域での活動におろしていく。そしてお母さんやお父さん方と子供たちがよく触れ合って、何かの楽しい事業をしたりすることによって、子供たちがコミュニケーション能力を高め、よその人と触れ合う力を培っていくのではないかと、私は非常に青少年活動に期待をするところが大きいです。今後、さらにもっと活発にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩間青少年課長

青少年健全育成事業の推進ということで、私どもも県民運動のための事業と認知しており、行政と民間が両輪となった相互推進体制のもと、家庭、学校、地域など幅広い分野において事業の推進を図っています。もちろん青少年育成県民運動については、私ども行政ができないような小回りのきいた事業をこれからも展開し、また、家庭、学校等、親子の触れ合う機会の場を設けるような方策を、今後もつくっていきまいたいと思います。

#### (米倉山の活用について)

渡辺委員

土地開発公社の関係ですが、米倉山はどのように活用しようと、今、汗をかいているのでしょうか。

安藤企画部次長

米倉山についてはことしの4月1日に、土地開発公社から県が土地開発基金の約42億円で処理しました。この活用については、従前、土地開発公社が保有しているときから、いろいろと庁内的にも検討がなされてきたわけですが、結論を出すに至っていません。現時点でも特に状況の変化もなく、これといった今お話しできるような活用策はありませんが、リニア中央新幹線が現実のものとなりつつあり、それから、中部横断自動車道も開通が見込まれるという、従前にはなかった立地条件の変化がありますので、知事もしばらくそういうことも踏まえて、検討したいと申し上げます。繰り返しになりますが、現在はどのように活用するかについてはありません。

渡辺委員

提案ですが、大企業を誘致するのも不可能ですが、私は前から思っていたのですが、今リニアということを発表されましたが、ロケーションや環境を考えれば、筑波にある通産省の指導型の研究所の、産業総合研究所というのがあります。そういう頭脳のシンクタンクとか、岡崎にある自然科学研究所などを山梨県で誘致するように働くべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

安藤企画部次長

先生の今の御提案も踏まえて、よく勉強させていただきたいと思います。

渡辺委員

勉強はもう済んでいると思いますので、今度は実行に移るように、そういう課をつくったり、体制をとっていただきたいと思いますがどうでしょうか。

安藤企画部次長　　今ここで私がこういう体制をとるということは、なかなか申し上げにくいことですが、先生がおっしゃいました趣旨を踏まえて、今後よく勉強させていただきます。

**(事務事業の見直しについて)**

金丸委員　　先日の代表質問の中でも出されていましたが、事務事業の見直しについてお伺いしておきたいと思います。去年の人事委員会勧告などの中でも、事務事業の積極的な見直しという項目が出ていますので、この辺の検討状況についてまず伺います。

都築行政改革推進課長　　事務事業の見直しについては、当然、先生御指摘のとおり定員削減を行っている中で、相当大胆に取り組むべきだという感覚は私どもも持っています。その中で私どもとして幾つかの事業を取り上げて努めているところです。まず行政評価ということで、通常職員が行っている事務事業について、みずから主体的に自己評価し、成果が上がってないものについて新たに成果が出る形に事業を組み直すと。組み直すという中には、当然目的が終わったものについては積極的に廃止します。なかなかそれが施策の大きい単位になりにくいわけですが、小さい単位ではまだ業務改善という形でことしも取り組んでいます。通常の事務事業の中で気がついたところで、要するに手間暇が減る方法を考えるということをお願いしています。

当然、そういった事務事業の見直し、さらに予算のときに別の意味での施策という見直しの中で、総務部等と連携しながら事業の見直しに努めています。それから、私どもが所管しております組織、これも組織という形の中で比較的大きな見直しの仕方、業務が統廃合できるのではないかと考えています。こういった観点の中に、あわせてやはり民間活力という言葉が最近特に言われているわけですが、こういった中で例えば公の施設で言えば指定管理の導入とか、先ほど話題に出ましたPFIとか、あるいは、NPO法人との協働といった方法で少なくとも私どもの仕事を大胆に見直そうという方向で取り組む考えです。本年度についてはこういう形で進めていくように考えています。

金丸委員　　このことを議論させていただくのは、県の職員削減計画との絡みです。平成20年に245人でしたか、削減されることになって、将来的には国のベースである5.7%を上回って、山梨県は平成22度末には6.4%の削減ということで計画されていて、国よりもさらに上積みしてやろうという流れになっていることになると、事業は固定したままで人員だけ削減されていくこととなります。22条の職員についてもそれほどふえていません。非正規職員との絡みで考えると、余り非常勤などを県庁など公的なところがふやすことは、よろしくないと思っていて、これをふやすのではなく、事業の見直しになります。

これは施策の評価をする中で、切り捨てるもの、あるいは今お話があったように、民間などに委託ができるものは委託をすることについて、庁内におけるしっかりした、プロジェクトみたいなものをつくるなど検討をしないと、個々の職員が見直しても、これは「あいつは仕事ができないから、そういうのを切り捨てている」とか、見直しているということになりはしないかという思いがあって、人事委員会勧告でもそういうことを指摘しているということになれば、当然これは重く受けとめて、そしてやっていくことが必要ではないかということで、こういうことを提案したいと思いますが、どうですか。

都築行政改革推進課長 御指摘のとおり、このことに対しては重く受けとめるということで、先日も幹部の方たちの会議でも話題になり、私どものところにも積極的に大胆な見直しを進めろとの指示があり、そういう姿勢で意識改善も図っています。職員一人一人にしてみれば今ある事業を、そう簡単に切れるものではないという意識もあるわけですが、これに対して体制として取り組むかということについては、今後、私どもの検討課題とさせていただきたいと思っています。

金丸委員 検討していただくということですからそれで結構ですが、まだ人事院勧告で、人事委員会勧告で指摘している中では、過重労働による健康被害、障害対策として留意しろということも出ています。これはこの場の議論になるのか、総務の方になるのかわかりませんが、せっかく議論をしていますので話をさせてもらいます。最近、精神疾患というような議論があって、それは能力の問題だという片方では言い方があったり、片方では長時間労働ということが、過重労働になってということになったりして、精神疾病、疾患、こういう人はふえていると認識していますが、この辺の数字は、最近ふえているのか、それがトータルどのくらいなのか、ここではわかりますか。

都築行政改革推進課長 感覚的なものでしかありませんが、私どもの業務を総務部と連携して行っている中で、当然そういう話題も出ています。先ほど言いましたように、今は過重労働にならないことを大前提の中で、組織の見直しに取り組んでいくと申し上げるしかないわけですが、引き続き検討してまいりたいと思っています。

金丸委員 参考までに、私が調べたところによると、平成19年度に精神疾患で養護措置を必要とする人は19人いました。これは前年度より12人増加しているということですから、大変な数字になってきていると思います。月に100時間を超える時間外勤務をして、過重労働ということで養護措置を受けた人が43人もいるということで、いわゆるうつ病といった人たちがいると言われていて、これは前年よりも16人ふえているということです。これはさっき言うように、過重労働だけが要因なのか、それとも先天的な疾病があったためなのか、よくその辺は分析していないからわかりませんが、そういう状況が現出しているということなので、ぜひその辺もプロジェクトなどの検討課題の中で、健康管理という面からも、議論していただきたいと考えていると申し上げて、見解があればお聞きします。

都築行政改革推進課長 事務事業に関しては総務部との連携を強めていきたいと思っています。私ども職員が行っている業務の改善、業務の進め方についても十分相談・協議できる環境にあると思いますので、そこら辺を業務改善の中で各部局通じて職員に指示させるようにしていきたいと思っています。

金丸委員 最後になりますが、労働の再生産という視点から、職員の年休の取得の状況について、労働基準法からいくと年休休暇20日間となっていますが、現状では年次有給休暇が10日に満たない、9点何日という状況になっているようです。これはやはり労働過重になっているという思いがします。民間の場合は、企業によって、半強制的に土日連休にくっつけたりして、休暇をとらせるという仕組みをとっているところもあります。これは今申し上げたような定員削減の問題とか、いろんな課題を絡めて、これらについても休暇が

20日間までとらないにしても、翌年に繰り越したりするからですが、半分ではいかにも少ないと思いますが、考えがあればお答えください。

小松知事政策局長 御質問の件は、直接的には総務の所管ですが、おっしゃられたように、これは県庁全体で考えていくべき問題ですから、私からお答えしますが、確かに民間では幾つかの、特に大手の大企業ですが、強制的に年休をとらせて仕事の効率も上げていくことが、やられているのは承知しています。ただ、県庁という公務にたずさわる組織の中の方でそういった方法がとれるかどうか、これは総務部でよく検討していただくことだと思います。

そのことは別にしても、いずれにしても、先ほどからお話のありましたように、精神疾患の職員がふえている、あるいは、年休取得についても十分な取得がとられていない、あるいは超過勤務も多いといった状況は県庁全体として、十分考えていかなければならない問題だと思いますので、冒頭、行政改革推進課長が申し上げたように、本年度は徹底して事務事業の見直し、事務事業の改善、業務削減につながるような見直しを総務部と連携して徹底的にやっていきたいと思っています。

金丸委員 いずれにしても、県庁職員の味方とかいう話ではなくて、1人の勤労者として、あるいは、健康管理とか、権利・義務の関係とか、そういう視点から幅広く検討をしてもらいたいということを申し上げて、総務の方のかかわりになった面がありますが、今後、十分な検討をお願いしたいと申し上げて終わります。

#### (山梨大学との連携について)

望月委員 企画課の科学技術振興事業費ということで、山梨大学との連携や、燃料電池の分野に取り組んでいることに関しては、すばらしいと思いますが、石油が高騰して大変経済的にも圧迫しています。省エネということもありますが、やはり代替エネルギーという観点から、物を考えていかなければいけないと思いますと、山梨大学を中心にして、もう少し何とか山梨県の経済の活性化ができないかと思っています。こういう観点から考えてみますと、特に山梨大学の工学部のキャンパスは狭いです。特に研究室は本当に一番小さい。こういう中で何とか、知事公舎を提供したような考え方で、山梨県でもっと広いところに、今の敷地の10倍ぐらいのものを用意して、そして研究開発する中から企業とも連携して、山梨県の経済の活性化を図るといったことが、期待されるのではないかと考えたわけですが、すぐということではなく、そういった観点で物事をとらえたらどうかと思いますが、いかがですか。

安藤企画部次長 山梨大学とは包括的な連携協定を結んでおり、県政のいろいろな場面について山梨大学の支援をいただいています。一般的に山梨大学のキャンパスに対して県が金銭的な支援を行うことについては、やはり法制度的な問題がありますので、県としてはこの燃料電池研究もそうですが、個別の具体的な問題について山梨大学と協力する中で、県としてどこまでできるかを考えつつ、協力関係を保っていきたいと思っています。

望月委員 やはり企業誘致の問題になっても何になっても人材育成とか、そして学校で教えている、また研究している技術力といったものがやはり大きな影響を出すと思います。そして山梨県が本当にこれから発展していく、経済効果を出していくということになれば、そこら辺を中心にとらえて物事をつくって

いくことに大きな意味があるのではないかと思います。法的なものを含めていろいろ整備しなければならないものはあると思いますが、そういう中でどのような形で取り組むのか、また、そのようなことは今まで考えたり、研究したことがあったのでしょうか。

安藤企画部次長

今回の燃料電池研究は、一番象徴的な例だと思いますが、山梨大学が世界に誇る燃料電池の研究水準に着目して、NEDOでも7年間で70億円という研究費を出します。県としても研究に対して支援することで、それが将来的には県の産業振興につながることを期待して支援しており、このほかにも例えば燃料電池の研究に関しては、燃料電池推進会議を設けて、山梨大学の協力を仰ぐ中で、民間の企業の方々にも燃料電池について関心を持ってもらうなど、今後、山梨県の中で燃料電池の研究が実用化するときには産業として、広がっていくことを期待しています。

このほかについてどうかと言われますと、私自身の知識では余りないのですが、バイオマスなどについては山梨大学と研究する中で、いろんな市町村がバイオマス構想のようなものをつくる中で、石油が高騰している状況でもありますし、山梨県の場合は山林資源は豊富なので、例えば果樹の剪定枝を使うとか、あるいは間伐材を使うという形で具体化していることは承知しています。いずれにしても、個々具体的に山梨大学の持っている知識、それから、研究の成果を地元、山梨県の中に生かしていただきたいと思っていますし、山梨大学もそういう形で地域連携に関する部署を設けて、地域との連携を進めていますので、いろんな形で事業は進んでいくと思っています。

望月委員

個別の取り組みについては、すごく素晴らしいと思いますが、もっと全体的に県が、今後、山梨県の将来を考えて、山梨大学を現在の場所ではなくて、もっと広いところへ持って行って、そして県も協力して、それで経済効果も出るような形の中でやりたいという構想的なものを抱いていただいて、山梨の県立法人化を図っていただけたらいいかなと考えていますが、いかがですか。

安藤企画部次長

山梨大学の移転については、現在、具体的に検討の俎上には上っていませんが、今後、山梨大学がどう考えるかという中で、県としてどこまでできるかを検討していくものと思っています。いずれにしても、山梨大学とは、包括連携協定を結んでおり、いろいろな面で協力関係を築いていきますので、そういう連携協定、連携関係が発展する中で具体的にやってきた時に、県としてもどこまでできるのか、何をしなければならないか検討しなければならないと思っています。

#### (PFI方式による図書館建設について)

金丸委員

図書館の建設のあり方ですが、代表質問で県庁舎の建設については、PFIで建設するということになり、これはPFIによれば事業費が80%から90%でできるという話とか、それから、日にちの確保などについても、これは民間業者がしっかりやるという話があって、県も関与して出ていくという話があります。

そこで図書館については、県の直営でやるということです。縮減されるということであれば、図書館も同じように同じ時期で、むしろそれをトータルして民間事業者にやらせれば、場合によってはもっと安くなることも考えられますが、図書館は直営という理由がいまひとつよくわかりませんので、これ

はもちろん教育委員会の予算ですが、基本的な考え方という点で、ここで聞きしておくことが正しいだろうと思っていますので、お答えください。

都築行政改革推進課長　まずPFI方式については、行政改革推進課で所管していますので、そのメリット、仕組みということで先にお話ししたいと思います。当然、民間の活力導入という機会ですから、まず民間の方たちに収益部門の事業があることが一番大きな問題かと思えます。要するに民間に任ず、民間の方たちがその施設を利用することで収益が上がっていくことが直接私たちの施設運営にメリットとして出てくる。それから、当然、建設コストについても、直営では設計は設計委託、今は建設についてもいろいろな部門で、県の介した中でそれぞれ入札などの手続を行って、複数の会社に対して何回かの入札行為を経て、工事請負させて、それから仕上がります。仕上がった建物について、今度は管理ということで、単純な管理部門もあれば、運営部門もあり、これらの部門についても個別に契約する形で進んでいくことになります。

これを一括にいわゆるカンパニーという形でつくられたところが一括請け負うということで、一般的にはそれだけでも10%ぐらい節約できるだろうと言われていました。この数字についてはよくバリュー・フォー・マネーという言い方をしていますが、特に計算をシビアにしてこれだけ出たからという話ではなくて、これまでの経験値からこのぐらいの数字が出るだろうというのが、まずスタート地点での考え方です。それから、県とすれば支出が平準化します。私たちが物を買うときでもやはりローンという制度があるように、やはり家を一括で買うというわけにはいかないだろうと、そういった意味から適正な利息を払う中で、平準化していくメリットもあるかと思えます。もう一つやはり大きいものは、民活の方たちが事業の機会をつくっていただくということが、地元のいわゆる商業界、工業界といった産業界の活性化につながるのではないかというメリットがあるかと思えます。

そういった観点でPFIを導入する可能性があるかということ、まずそれぞれの原課が民間に委託して調査します。ですから、収益事業があまりない事業、あるいは民間が積極的に乗ってこないような事業に、調査費もやはり導入の段階で四、五千万ぐらしかかりますから、そういうコストを全般的に考えて、メリットがどのくらいあるかということ、それぞれ原課が考えているところだと思えます。図書館の話題については、県議会で再度確認してもらえればいいわけですが、民間の方たちが行ういわゆる収益部門はないと聞いていますので、管理については直営でやりたいと聞いています。そういったことから余りメリットが出ないということで、私どものところにその検討の話が来ていない状況です。

庁舎については、コンサルに委託した数字の中で、当面、5%～10%ぐらいのメリットが出る計算です。100億円以上の10%で10億円というメリットが出るとすれば、これはやはりコストをかけても検討すべきという結論になります。そういった判断の中から、新庁舎については最終的な可能性の検討結果をいただいて、これから庁内で導入するかどうかの検討委員会を開催させて、それからまず導入するかどうかの動きに入ります。ですから、これからまだ決定するまでには時間が必要になると思います。

金丸委員　一言だけ答えてもらいたいのですが、PFIも検討しつつ、直営を選ぶ可能性もあるという理解でいいのでしょうか。

都築行政改革推進課長　現在は、当然、私ども全体としての運営方針に、まだ至っていない

ということです。あくまでも調査結果が出てきて、方針が決まったということで、これについては庁内でPFIを導入する際の、マニュアルを定めたものがありますが、厳密に言いますと、PFI事業化検討会議という形で検討し、その中で決定させていただくと思います。

金丸委員 　　いずれにしても、まだ決まっていないということですので、どの方式をとるか今後検討するということはわかりました。私の理解としては、もうPFIはあきらめて、県直営だと認識していたので、ここは正しいですか。

都築行政改革推進課長 　　今の話は庁舎でしょうか、図書館でしょうか。

金丸委員 　　図書館です。

都築行政改革推進課長 　　図書館については私どものところに意見が来ておらず、動きがない状態ですから、直営で進むと認識しています。庁舎についてはこれから検討委員会で決定に至りますので、もちろんそういう論議をこれから行う状態にあります。

金丸委員 　　先ほどもPFIの説明があって、県庁舎などについては、設計から、建設から、建設途中の管理・監督とか、それから、建物が完成してからの庁舎の管理委託も全部任せてしまうということで、35年というような長期のスパンになっていくまで任せるから民間事業者にとっては、メリットがあるというお話なのでしょうか。それを聞きたいのは、図書館については建物が仕上がってから、民間に委託をすることには、図書館という性格上なじまないと言っていると理解していいのですか。

都築行政改革推進課長 　　これまで知事あるいは教育委員会は、図書館については直営で行っていくと述べています。PFIのメリットはそれほどないという認識の中で、県が直接運営していくということです。ただ、この方式が確定しているわけではないと思います。まだ指定管理の方法もあるだろうと、効率化について考えることはまだありますが、いわゆるPFIについては行わないと聞いています。

金丸委員 　　図書館について建物が仕上がってからは、業者に委託しなくて建物そのものを建てるのみのPFIについては検討できないのですか。

都築行政改革推進課長 　　当然それぞれの部門で考えられるわけですが、メリットが出にくいということから、これまでPFIで建つといわゆる設計の段階から、仕上がった後の管理・運営、それから、収益部門など民活部門、これらを含めていわゆるバリュー・フォー・マネーという表現ですが、そちらの方がより効果的という判断が出た場合に実施するということですので、施設だけをどなたかがいわゆるPFIでということは当然考えられないものです。

金丸委員 　　よく理解できません。建物にはメリットがないといっても、今回50億円ぐらいという話になっています。そうすると、1割でも5億円というメリットが出てきます。5%でも2億5千万円というメリットですから、それからいくと今の説明では、建設までをやった場合でもそれだけ利益が出てくるわけです。メリットがないという話は、だれがどこでどういうふうに行っている

ことですか。

都築行政改革推進課長 スタートの段階で可能性の調査をしていませんので、簡単にメリットのあるなしを言えないわけですが、建物だけの例えばメリットがありましても、デメリットも当然あるわけで、これまで述べているのはやはり図書館は、県民が直接利用する公共性が極めて高い施設です。その運営をしていく中で、建物の運営部門まで果たして民間に任せられるかという1つの判断があったと思われます。ともかく1つの判断の中でメリット・デメリットを考えて、いまだPFIの導入を検討するという意向で私どもの方には協議、あるいは相談は来ていません。

金丸委員 もう終わります。そういう話だと理解できません。最後に申し上げるのは、横内知事が選挙公約で図書館にPFIはなじまないと言いました。それがずっと尾を引いてきているということなのかなという疑念があります。だから、そこをきちんと解きほぐしてもらわないと、今言うようなあまりメリットがないとかいうことだけでは、なかなか理解できないと申し上げて終わります。

小松知事政策局長 知事がというお話が出ましたので、私からお答えしたいと思いますが、図書館と庁舎は、いずれも所管が知事政策局所管ではありませんので、PFIの方式に限って、あるいは知事が申し上げたという話に限ってだけお話をさせてもらいますと、まず施設の性格が違うということだと思います。県庁舎は明らかに公用舎で、いわゆる県の職員が主として使う施設です。それから、図書館は、言うならば公共施設とは言えませんが公益的な施設です。教育文化施設ですから、県民の人たちに使っていただく、県民の人たちが出入りをして使っていただくという施設の性格がそもそも違うということです。

それでどうして図書館はPFI方式が難しいかということですが、もちろんバリュー・フォー・マネーのこともありますが、それ以上にPFI方式でやった場合に、先ほどからお話が出ていますように、建設から、それから、管理・運営まで一貫して15年～30年間、民間事業者の方でやっていくわけです。そうしますと、図書館のような、県民が常時出入りをする公益的な施設、教育文化施設については、ずっと長い期間管理・運営を民間事業者にゆだねていいのだろうかという点があります。そういうことを考えると、なかなかPFI方式にはなじまないのではないかと知事は申し上げたということです。繰り返しになりますが、そもそも庁舎と図書館は施設の性格が違うということだと思いますので、御理解いただきたいと思います。

金丸委員 反論があったから申し上げるのは、建設が仕上がって県に引き渡してもらった後は、管理・運営は県がやっていけばいいのであって、建物を建てるまでのPFIが検討できないかという話で、それだと50億円だから1割で幾らという話もさせていただきました。その後の管理・運営までになれば、それは民間業者にとっては非常にメリットが大きいことは間違いありません。建設だけでもメリットが出てくるのだから、やはり検討すべきだと申し上げているのです。それとあわせて聞いておきますが、図書館は県民が大勢入ったり出たりという理屈からいくと、将来検討されるだろう指定管理者は、ほとんどあり得ないと断言したと受けとめてもいいのでしょうか。それは愛知県などではそういうことも既に始まっているということですから、あくまでも図書館は直営でなければならぬという理屈は成り立たないと思われませんがどうですか。

小松知事政策局長 図書館については、建設についてPFI方式はなじまないと確かに知事が申し上げました。しかし、建設後にどのような管理・運営方式をとるかということは、まだ決まっているわけではありません。確かに整備検討委員会では直営が望ましいというお話をいただいておりますが、どのようにしていくかは今決まっているわけではありません。

金丸委員 指定管理者についても言ったからそういう話になりましたが、そこはわかりました。建設までをPFIでやれということについての理解ができないという話をさせてもらっています。そこは答えなくていいです。理解できないので物別れで構いません。

**(県民生活センターについて)**

高野委員 9月下旬の新聞に「消防関係者を装った消火器販売相次ぐ」という記事がありました。山梨県では、こういう事件はどこへ持ち込まれているのですか。

相沢県民生活課長 県民からの消費生活と県民生活の相談の窓口としては、県民生活センターを設置しています。従来は県民相談センターと、消費者センターがあったのですが、18年に統合して県民生活センターを設置して、県民からの相談を受け付けています。

高野委員 県民生活センターはどこにあるのですか。

相沢県民生活課長 県民情報プラザの2階にあります。あと、南都留の合同庁舎に事務所が設置してあります。

高野委員 地域県民センターが各地域の事務所の中にありますが、そこは全然関知していないのですか。

相沢県民生活課長 県民生活相談に対応しているのは、先ほども申しました情報プラザにある県民生活センターの事務所と、それから、南都留合同庁舎の中に地方支所があり、その2カ所で電話相談並びに来所相談を受けています。

高野委員 では、例えば北杜市の一番山の中からも、相談があったら、わざわざ甲府へ出て来なければならないということですか。

相沢県民生活課長 消費生活相談については、地方行政ですので、一部小さな村を除き、市町村でも相談を受け付けており、センターという形では設置していませんが、担当者等が配置されています。ただ、そこで解決するのはなかなか困難ですので、県や関係機関の取り次ぎをするという形で、相談に対応していくのが実情です。

高野委員 市町村が一番身近な窓口で、その集約を山梨県県民生活センターが行っているという意味ですか。

相沢県民生活課長 そういう場合もありますし、市町村を飛び越して、県民生活センターに相談が寄せられる場合もあります。

高野委員 市町村へ行く相談は、県民生活センターへはすべて来るのですか。

相沢県民生活課長 市町村で解決したものについては、その場で相談業務は終わりますので内容が来ることはありませんが、そこで解決できない問題や、県の意見を参考に求めた場合については、市町村から県民生活センターに情報が回って来ますので、把握することができます。

高野委員 市町村で解決できる情報は県民生活センターへは来ないということですか。解決できたものの件数や内容はどのようなのですか。

相沢県民生活課長 あくまでも県で承知しているのは県民生活センターに寄せられた相談件数で、市町村で完結したものについては、それぞれの自治体の責任で対応していますので、把握していません。

高野委員 県の組織である県民生活センターには、要するに市町村が解決したものは情報すらも入らないということですか。例えばこの新聞へ出た話はむしろ県民生活センターよりも警察に近いのではないかという気がしていますが、例えば消防の方から来ましたといううそ、今ある消火器は交換が必要だといううそになると、これは県民生活センターでできる話なのか、逆に警察に持っていかなければならない話なのかはどうですか。

相沢県民生活課長 特定商取引に関する法律を県民生活課で所管しており、その法令の中で一部該当する部分があると、この法律で指導・処罰等をしていくこととなりますが、警察とも連絡・連携をとる場合もあります。先ほど県民生活センターに寄せられた相談が、市町村でないものは県の方に来る場合があると申し上げましたが、県民生活センターでも法的な問題など、すべて解決できるわけではありません。県民生活センターは相談の窓口であり、そこでできるだけ解決するようにしますが、すべて解決できるわけではありませんので、それぞれの専門のセクションを紹介して、この解決に当たっていただいています。

高野委員 県民生活センターへ来る相談・苦情がどのくらいあるか知りませんが、少なくともそれは氷山の一角であって、市町村からも来ない、警察からも来ないとなれば、今、県民生活センターへ寄せられる相談・苦情の、少なくとも5倍・6倍は全体的にはあるという理解でいいですか。ただ、どのくらい苦情や相談が県民生活センターへ直に来るのですか。

相沢県民生活課長 相談があった件数ですが、平成19年度に県民生活センターに寄せられた相談件数は1万1,920件です。窓口に連絡のないものについては数は把握できませんので、いわゆる泣き寝入り等の状況があれば、その件数は私どもではつかめないこととなります。県民生活センターに寄せられた相談件数のうち消費生活の関係の相談件数は6,017件で約半数です。先ほどお話のありました訪問販売については、そのうち450件です。

高野委員 消費のことでは約6千件あって、そのうち訪問販売が450件ということですか。

相沢県民生活課長 はい、そのとおりです。

高野委員 苦情の多い内容を2つばかり例だけ挙げてくれませんか。

相沢県民生活課長 虚偽の説明をして、要するに明らかな情報を出さないで販売に結びつけるやり方、いろんな商法があるのですが、それが比較的多いです。先ほど消火器の例が出されましたが、それ以外に水の浄化器とか、あるいは、シロアリによるリフォームといった相談が寄せられています。

高野委員 約1万2千件あれば大体主なものは何かというのは、系統的に1番と2番ぐらいが出てこなければおかしくないですか。今言った消火器の問題は1万2千件のうち450件しかないのですから、大体主なのはこんな相談があるということが出て来ませんか。

相沢県民生活課長 内容別に見ると不当請求が一番多く2,022件、それから、販売の仕方  
で説明不足が1,536件で、これが1番、2番の内容です。

高野委員 今言った不当請求という問題は高齢者に一番関係してくる問題かという気がしていますが、例えば今お年寄りが2人で住んでいると、若い人もいますが共働きで働いていて家にいません。どうしても、原因をつくる窓口はお年寄りになる率が、結構高いと思いますが、高齢者被害が全体の何%ぐらいですか。

相沢県民生活課長 先ほど訪問販売が450件ありますというお答えをさせていただきましたが、そのうちの年齢別の60歳以上については168件、率にして37.3%、3分の1強です。

高野委員 社会的弱者という言い方が合っているかどうか分かりませんが、特に悪徳商法ということで、県では今どういう取り組みをしているのですか。

相沢県民生活課長 高齢者向けにはパンフレットをつくり、出張講座等を行い、丁寧な説明をさせていただいています。また、高齢者に限ったことではありませんが、賢い消費者になっていただくということで、『かいじ号』という情報誌をつくり全県に配布しています。これは隔月と、年末用の特別号をつくっており、年間7回発行しています。また、高齢者を対象とした出張講座も行っており、そのときには高齢者をねらう「悪質商法、御用心」というパンフレットを配る中で説明させていただいています。さらに、次から次へと新しい商法で消費者を惑わすようなことがありますので、新しい手口がありましたら、民放2社、県内2社によるテレビスポットを通じて速やかに広報するようにしています。

高野委員 何にしても例えば老人しかいないところへ、強盗が入ったりする可能性は絶対多いと思います。そういう意味からも、テレビのスポットを流すとか何とかよりも、それぞれ県民センターの事務所も4つもあるわけですから、しっかり連携をとって、県でもまた支所分の相談事や被害もしっかりと把握しないと解決の糸口ができてこないと思います。あくまでも市町村の問題は市町村だということかもしれませんが、市町村の問題があつて県の問題へも発展するという理解をしています。せつかく県民センターがあるのですから、県民センターもしっかりと巻き込みながら、弱者の救済や防衛的な部分を行って

もらいたいと思っておりますが、どうですか。

相沢県民生活課長 県下4カ所にある県民センターについては、現在、消費者行政は所管していません。南都留の合庁にある富士北麓東部県民センターに、県民相談センターの分室を置かせていただいて、そちら方面の相談に乗っており、現在、甲府と2カ所で開催していますが、市町村とも連携を深める中で県民の相談に対応していくようにしたいと思います。

高野委員 そういう答えを聞くと、なおさら県民センターは何をしているのかと言いたくなってしまいますが、知事補佐官がいるから郡内だけはそういうものをつくって、ほかのところは大事ではないということですか。やはりもう少し前向きに全体数量を把握するような体制をつくっていかないと、市町村で解決している問題はわからず、市町村も含めて系統的に行って、その中で全体を含めてみると、相談されるものがあるとか、こんなものがあると言わないと、対応ができないという気がしてしまいますが、部長、最後に教えてください。

輿石企画部長 確かに県としても市町村と県民センターを活用しながら、また、「法テラス」というものがあり、ここも相談に乗っていますので、それらの関係機関と一緒に県民の消費者保護、被害の防止に努めてまいりたいと思っています。

主な質疑等 警察本部関係

第91号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

**(交通安全施設整備費について)**

望月委員 8月29日に国では安心実現のための緊急総合対策事業を決定して、それに伴い本県においても、大変厳しい状況ではありますが、本議会に予算が組み入れられたところでもあります。そんな中で、この交通安全施設整備費について、内容を教えてもらいたいと思います。

渡辺交通規制課長 交通安全施設の整備については、道路における信号機の新設や改良、それから、道路の標識・標示の新設・改良等であり、これが交通安全施設整備の内容ということになります。

望月委員 これは活力創出緊急対策の事業でしょうか。

渡辺交通規制課長 そのとおりです。今回の補正にかかりました事業については、交通安全施設整備事業の規則が一部改正になりました。どの点が改正になったかといいますと、これまでは、指定された道路における交通安全施設整備事業でしたが、その周辺エリアについて交通安全施設の整備ができることになりました。これはどんなことかと申しますと、全国的にそうですが、道路をつくったり、また、道路の沿線において大規模なスーパーといった複合施設ができたことで、道路周辺において渋滞が起きたり、交通量の流れが変わるという状況が起きてきました。そこで、一部、規則を改正して、面的な部分の交通安全施設の事業が進められるようになったということで、今回本県においてもエリアを6カ所選定して、そのエリア内において整備していこうという事業です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

##### (振り込め詐欺について)

進藤委員 詐欺の問題について、オレオレとかいろんな詐欺がありますが、かなりいろんなところで講演会やパンフレットなどを私たちは目にしたり、テレビ・ラジオ等でも報道されていますから、皆さんしっかり注意しているのではないかと思っていますが、相変わらず毎日のようにだまされたという報道がなされます。本当に困ったものだと思っていますが、だんだん手口も非常に巧妙になってくるので、だまされてしまうという面があるのではないかと思います。最近はどのような新しい手口が出てきているのか、また、どのような点がだまされやすいのか、教えてください。

門西生活安全部参事官 振り込め詐欺については、孫や子供をかたるオレオレ詐欺、それに架空債権名下の架空請求詐欺、融資の保証名下の融資保証金詐欺が多かったのですが、最近は税金などの還付を装った還付金等詐欺の手口が出てきています。なお、新聞にあるとおり、警察官や銀行協会等を名乗る者が、口座凍結名目で被害者宅に赴き、通帳やカードをだまし取るものや、郵便や小包で現金を郵送させてだまし取るものなど、その手段は巧妙になってきており、警戒を強めています。

続きまして、どの点がだまされやすいのかということですが、振り込め詐欺は家族を思う気持ちや、年金等に関する知識の不足などにつけ込むものを犯行の手口としています。その手口は巧みな話術や複数人による演技など多岐にわたっており、つい相手のペースに乗せられてしまい、冷静な判断をしづらくしてしまう例が大勢を占めています。

進藤委員 今お話しを伺っていると、一般市民にとって一番弱いのは「警察からです」とか、あるいは「役所からです」と言われるともうすぐそれを信じて、言うことを聞かなければ怖いかなと思ったりして、かえってだまされてしまうという面が多いように思います。山梨県の最近1年間の発生件数、また被害額について教えてください。

門西生活安全部参事官 本県の発生状況、被害額について、平成19年中ですが、発生件数は85件、被害総額は約1億5千3百万円でした。本年9月末現在においては、発生件数は68件、被害総額約1億円であり、去年同期比でプラス23件、プラス約7百万円と、これは全国同様に増加傾向にあります。

進藤委員 全国平均などと比べて、本県は多いのでしょうか。

門西生活安全部参事官 発生件数で見ますと、昨年の統計では本県は47都道府県中42番目です。件数を県内人口で割った指数で見ますと、人口10万人当たり9.7件、全国平均の14.0件に比較しては低いところです。また、被害総額については全国で29番目です。1人当たりの被害額も全国平均に比較し低いところですが、1件当たりの被害金額は約180万円と、全国平均の142万円に比較して大きいところです。2千万円を超える被害者もあり、1件でも少なくするよう取り組んでいきたいと考えています。

進藤委員 いろんな関係の方々が注意を払ってくださっているためか、全国平均から比べれば本県もいいほうだと非常に思いますが、どのような対策を講じているのでしょうか。

門西生活安全部参事官 県警察においては、これまでも振り込め詐欺被害防止のために、さまざまな取り組みを推進してきました。しかし、全国的に振り込め詐欺が多発していることから、10月の1カ月間を振り込め詐欺撲滅のための取り締まり活動及び予防活動の推進期間として、組織を挙げた取り組みを推進しています。

具体的な取り組みについては、キャンペーン活動、情報発信活動の推進、高齢者に対する防犯指導、防犯教室の開催など、県民への情報提供や注意喚起を図っていくとともに、警察活動においては、10月15日の全国統一のATM集中警戒日への取り組み、そして10日・20日・30日の県指定の振り込め詐欺ゼロの日の取り組みを中心に対策を強化しています。さらに金融機関との連携については、この9月26日に緊急対策会議を開催し、ATM画面表示の改善、ポスターの掲示、職員による声かけ、不審者の通報など、主体的な取り組みを要請するなど、連携を強化しています。

今後においても、自治体、金融機関など関係機関・団体と連携・協力しながら、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、県民の皆様においては、「すぐに振り込まない、1人で振り込まない、必ずだれかに相談する、不審なときは110番」といった未然防止のための広報活動を積極的に行い、県民の貴重な財産を守っていききたいと考えています。

進藤委員 10月は強化月間ということで、それから、毎月ゼロの日というアピールをしていただいて、みんなの関心を高めていただくということは、素晴らしい活動だと大変ありがたく思います。特に高齢の方はなかなかいろんな方と触れ合う機会が少ないものですから、特にいろんな面で訪問して指導していただけるような、民生委員さんなどのいろいろな方との連携とか、また、若い方たちは仕事で出ているためか、案外かかりやすい点もあって、そういう被害に遭う方もいらっしゃるようです。そういう方へのPRも大変だと思いますが、今後、山梨県警が本当にしっかり、取り締まっているぞということが県内に行き渡ると、詐欺をする方も少しちゅうちょして、非常に効果があらわれるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第85号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-5号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(第四条)の改正を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-8号 新たな過疎対策法の制定について

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(住民基本台帳カードについて)

石井委員 8月3日、2カ月前になりますが、県内での住基カードの普及率が低いという記事が、山日で報じられました。私も多少の勉強をしていたつもりですが、非常にそれが低いということです。住基カードは住民基本台帳ネットワークと同様、住民基本台帳に関係あるカードと認識していますが、まず住基カードの仕組みを簡単に説明いただきたいと思います。

久保田市町村課長 住民基本台帳カードについては、平成14年度から稼働している住民基本台帳ネットワークに裏づけられたカードで、平成15年度から発行されています。カード自体はICチップを搭載したカードで、そのセキュリティは非常に高いものとなっています。例えば税金の電子申告など、最近はさまざまな行政手続をインターネットで行うことが可能となっていますが、その際、電子的に本人確認を行う必要があります。そういった場合に電子的な証明書として、公的に本人証明ができる唯一のものです。

石井委員 既に5年余の歳月がたっています。電子的な証明書のほかにもいろいろなことに利用できるという話を聞きますが、その点をもう少し詳しく説明してください。

久保田市町村課長 住基カードについては、電子的証明書、公的個人認証サービスといったサービス以外にも、多目的な利用の推進も図られています。例えば住民票や印鑑登録証明書を窓口ではなく、自動交付機から発行でき、住民の皆様が曜日に関係なく短時間で受け取れることができます。本県では甲州市と笛吹市で実施されており、さらに両市では相互に自動交付機が利用できるようになっていますので、例えば笛吹市の方が甲州市で住民票をとるといったこと、また、その逆のことも可能となっています。また、写真付住基カードについては、運転免許証などと同じように、公的な身分証明証として利用価値が高いものと考えています。現在は携帯電話の契約、銀行での口座の開設、また10万円以上の現金振込等、本人確認が必要とされるものが多くなっています。特に運転免許証を持たない方、また返納された高齢者の方などには、非常に役立つものと考えています。

石井委員 今のお話ですと非常に便利であると理解しますが、最初の話に戻ると、そのような役に立つカードであれば、かなり普及されていてもよいと思います。

余りにも全国的に考えても普及していると言えないと受けとめていますが、先の新聞の記事を見て特に本県は低迷していると感じました。現在の住基カードの普及状況と、それを受けた考えを伺います。

久保田市町村課長 全国ではことし3月末で約234万枚、普及率で約1.85%となっています。本県では約1万枚で、前年度と比べると約6千2百枚が増加したものの、普及率では1.18%ということで、伸び率では全国1位になったわけですが、残念ながら、まだ全国37位という状況です。なかなか普及が進まない要因としては、住基カードをつくれれば便利であるという認識が浸透されていないことや、多目的利用の推進が図られているとはいえ、まだまだ住基カードを使ったサービスが少ないことが挙げられると思います。

そのような中で、国では各種広報媒体を通じた一層のPRを行うほか、IT戦略本部の重点計画の中で住基カードの普及に向けた支援を行うこととし、総務省において住基カードの発行手数料を無料化する市町村に対して、本年度から3年間、新たに特別交付税で財政措置を行い住基カードの普及を図っています。また、住民票の自動交付をコンビニ端末でできないか、あるいは現在検討が進められている社会保障カードと一体化ができないかといった検討が国において進められています。その用途がますます拡大し、住基カードもより一層普及していくものと考えています。

石井委員 本県の状況は前年比155.7%、4.3倍の実績を上げ、全国でも伸び率ではトップだという話ですが、全国平均での1.8%を下回り、全国で37位ということでは、胸を張れるような状況ではないと考えます。この住基カードは市町村の事務であるとはいうものの、国の支援措置や、県としてももっともっと積極的な普及を、図る必要があると思っています。この普及指導を図るためには、どのような形で今後取り組まれていくのかお聞きします。

古賀総務部長 住基カードは電子政府・電子自治体を推進していく上での、重要な基盤であると認識しているとともに、将来、住民の利便性の向上や、あるいは行政事務の効率化を図っていく上で、非常に重要なツールになり得るものと考えています。そういう点では、住基カードの普及については、県も積極的な役割を果たしていく必要があると考えています。

そうした中、今年度から住基カードの発行手数料の無料化については、国の特別交付税措置として、1件5百円の発行手数料を無料化した場合には、それと同額を特別交付税で措置してくれることになりました。もちろん期間限定で3年間の措置ですが、こういう措置が導入されたことは、極めて重要であり、この機を逃さず県を挙げて住基カードの普及促進を、図っていく必要があると考えています。このため、現在、県内の各市町村に対して、少なくとも明年4月には足並みをそろえて、発行手数料を無料化してもらえるように、強く働きかけを行っています。各市町村の理解が得られるということが前提にはなりますが、県下全域で発行手数料が無料化されれば、今後、普及率についても大幅な上昇が期待できるものと考えております。

また、そうなれば県民に対する啓発や働きかけも非常に効果的に行うことができるようになると思いますので、県としても、例えば全県的な啓発ポスターを作成するなど、積極的に市町村の取り組みを支援していきたいと考えています。また、さらに住基カードの用途の拡大ということも、普及に向けての1つの課題ですので、県独自あるいは市町村と共同でできることが何かないか、今後そういうことについても検討していきたいと考えています。

石井委員

前年比を見れば、全国でも1位という伸び率を示したという中には、無料化に取り組んだ市もあるようです。特別交付税措置がされるという中では、積極的な取り組みを望みます。総務省でも推進を図るべく、普及率の向上に力を入れていますので、今後も積極的な指導、また市町村に対する取り組みをお願いしたいと思っています。それで本当に住民がそれを利用して、本当に効率よく生活ができるような姿を築き上げられたらと思いますので、今後ともぜひ積極的な取り組みを望みます。

**(県税の徴収確保対策について)**

渡辺委員

県税の徴収確保対策についてお伺いします。

地方分権が叫ばれて本当に久しいですが、地方公共団体が真の地方分権を実現するためには、まず税を主体とする自主財源の確保が必要不可欠です。そういう中で、地方分権への取り組みとして昨年度所得税から、住民税への大幅な税源譲渡がされ、本県も県に135億円、市町村に80億円、合わせて約215億円の税源移譲を受けたと聞いています。しかし、税源が幾らふえてもこれを確実に徴収しなければ、県の財源を確保したことにはならないわけであり、地方分権が進めば進むほど徴収対策に携わる人は朝駆け夜討ちをして徴収者からもらわなければ、どうにもならないわけですが、そういう面から質問させていただきます。

昨年度から自動車の差し押さえなど、徴収対策を積極的に展開しているということは、テレビや新聞報道で聞いていますが、車へ何か固定するようなものをつけたり、いろいろなことをテレビで言っていますが、成果はどのように上がっていますか。

渡辺税務課長

本県の徴収率は全国順位で非常に低位に甘んじています。県財政にも影響が大きいという話ですが、まず税負担の公平という観点からも、しっかり徴収する必要があると考えています。昨年度、どのように徴収対策を行ったかということですが、タイヤロック装置という輪どめの装置があります。これを昨年度50台ほど大量に購入して、11月を主体とした自動車の差し押さえを行っています。11月には大体33台ほどタイヤロックを装着したわけですが、年度全体で見ますと約41台の差し押さえを行っています。また、この差し押さえを行うと同時に、昨年度初めて捜索ということで、滞納者の事業所あるいは自宅の中に入り、動産等を押さえています。こういった差し押さえ財産については、インターネット公売を通じて、換価を行っています。自動車については3台ほどインターネット公売で、額的には22万と少ないですが換価をしています。

このような取り組みの結果、19年度の県税の徴収率は0.4ポイント上昇して、96.2%になっています。平成10年度以降、本県の徴収率の全国順位はずっと下降していましたが、たった1位ですが、9年ぶりに上昇し、42位になったところです。

渡辺委員

インターネット公売で、ポルシェとか、金庫とか現に押さえたものをどのくらい競売したのでしょうか。先ほど車が3台という説明がありましたが、それ以外にどんなものがあったのでしょうか。

渡辺税務課長

ポルシェというお話がありましたが、ポルシェとセルシオについては今年度公売にかかりました。この2台の公売による額は約366万円になってい

ます。

渡辺委員 総体的にはどうですか。

渡辺税務課長 全体の換価による額は集計がここにありますので、また調べてお答えします。

渡辺委員 そういうことをお聞きしたかったのですが、それは後で結構です。  
ことしの4月に市町村と県の共同組織である、地方税滞納整理推進機構を設立したと聞いており、新たな徴収対策に県で動き出したということがありますが、そういう組織がどのように動き出しているか、どのような効果があるか、上半期の状況についてお聞きします。

渡辺税務課長 お答えする前に、集計が届きましたので、昨年度は全体で31点インターネット公売にかけて、1,248万円ほどの収入になっています。  
御質問の地方税滞納整理推進機構の関係ですが、ことしの4月に設立しました。全28市町村に参加していただき、今年度については20の市町村と共同になって徴収活動を行っています。この徴収機構に引き継がれている案件については、26億円余になっていますが、8月末までに4億6千万円については滞納整理を済ませています。この中で260件の差し押さえもしています。

渡辺委員 徴収率アップに向けて非常に県が努力しているということは、今、答弁を聞きました。地方財政全体が厳しい中で、本当に重要な自主財源である県税収入の確保が大きな課題ですが、パーセントが上がれば上がるほど、皆さんが努力した結果だと思しますので、今後どのように税込確保対策に取り組んでいくのか教えてください。

古賀総務部長 県税の税込確保対策については、県財政の安定的な運営はもとより、県民の税負担の公平性の確保という観点からも、しっかりした取り組みを行っていく必要があるという考えに立っており、昨年度からタイヤロックを活用した自動車の差し押さえなど、毅然とした滞納整理への取り組みを行うとともに、この4月からは市町村と共同で、滞納整理推進機構も設置しています。その結果、それなりの成果が上がっていることは、先ほど課長から説明したとおりであり、県税事務所長以下現場の一線にいる職員の熱意と努力のおかげであると感謝しています。

一方で、国から地方への税源移譲の中で、特にパイが膨らんだ個人県民税の税込確保の問題が本県にとって大きな課題になってきており、特に個人県民税の現年分の徴収率を上げることが、これからは恐らく県税の税込確保では、最大の課題になるだろうと考えています。市町村に賦課・徴収をゆだねているという関係上、難しい面もあるわけですが、滞納整理推進機構を活用することはもちろん、抜本的な対策として何か考えられないか、今後十分に検討していきたいと思っています。

また、昨年実施した自動車差し押さえ強化月間について、今年度もこれを11月に実施することとして、既に昨年を上回る約3,500人に対して、差し押さえ予告通知書を送付している状況です。さらには12月に、特に現年分を対象とした差し押さえ強化というテーマで、別途差し押さえ強化月間として、重点的な取り組みを行う予定です。今後も特に市町村と協力して、

県税・市町村税合わせた徴収率の向上に、一生懸命取り組んでいきたいと思  
います。

渡辺委員

私は地方税滞納整理推進機構等をつくって、朝駆け夜討ちで職員さんがやるのも結構ですが、素人的に考えてみますと、車検は2年車検・3年車検がありますが、自動車税は1年ごとの納付であり、2年の車検の車は2年間分もらったり、3年の車検の車は3年分もらったかどうかと思いましたが、やはり金額が大きくなるということで難しいという答えを担当者から聞いた経過がありました。

それともう一つ、車には6カ月点検とか、12カ月点検という自主点検があるわけですが、そういう中で1年間の自動車税をとるには、12月点検のときに払わなければ何かペナルティーを課すなどを考えましたが、それも法律のことで県が条例を決めてどうだということではできませんから、何か、私はそういう強引にはなくて、法律的に何かそういうものがあつたらいいと、自分で思っています。

次に、法人県民税と個人県民税、いわゆる法人税の件ですが、ファナックさんとか、中銀さんなどが山梨県では大口の法人税を納めていますが、実は決算において遊休法人というのが実はあるわけで、1年間何もしないでゼロ決算をして、そのときに山梨県に対して法人税を2万円支払う義務があります。たしか市町村では5万円その遊休法人は払う義務があるのですが、2万円払っている法人はどのくらいあるか、調べた数字がありましたら教えてください。

渡辺税務課長

法人の課税の状況ということで、非常に大まかな言い方で申しわけありませんが、県内で申告されている法人は約2万社です。そのうち2万円の均等割のみを納めている法人が何社かということですが、今データを持ち合わせていません。

渡辺委員

法人税も非常に前年度まではよかったのですが、サブプライムローンや原油高などの中で、今年度は厳しいという想定をしなければ、県税の確保のバランスが狂ってくると思いながら、ことしの法人税は大変厳しいと危惧しています。そういう中で、軽油引取税は山梨県で今どのくらい入っているのですか。平成18年と19年を教えてください。

渡辺税務課長

軽油引取税は、元売業者・特約業者から軽油の引き取りをしたときに、課税されることになっています。引き取りをした方が納税義務者ですが、特別徴収義務ということで元売業者が20社、それから、特約業者が約150社です。その両者が特別徴収ということで納付することになっています。

渡辺委員

金額はどのくらいですか。

渡辺税務課長

軽油引取税の18年度の額については78億円、19年度については76億円です。

渡辺委員

特別徴収者が申告しますと、数字を申告するために要する事務員さんなどに対して県で報酬を支払う制度がありますが、それはどのくらい払っていますか。

- 渡辺税務課長 特別徴収義務者に対する報奨金ですが、基本的には納入額の100分の2.5、つまり2.5%分を報奨金という形で、特別徴収義務者に交付することになっています。元売業者と特約業者合わせますと、大体170社になりますが、19年度実績で約1億8千6百万円を交付しています。
- 渡辺委員 簡単に言えば1億円納めれば、250万円報奨金が戻ってくるということですね。
- 渡辺税務課長 額とすればそういう形です。
- 渡辺委員 業界の皆さんに聞きますとガソリンが180円とか、軽油が160円になったということで、特に11トンの貨物車などは1キロ、1リッターですから、1キロ走ることによって、160円かかるという状況だそうです。そういう中で19年度には76億円という数字ですが、スタンドの皆さんからは、油の売り上げが半分ぐらいになってしまったと聞いています。そういうことを聞くと、僕らみたいに素人的な人間には、3分の1ぐらいは、来年の軽油引取税の税収が少なくなるという感じがします。
- それにプラスしてこういう景気ですから法人税も非常に少なくなりますと、やはり県税収入が3分の1ぐらいは、減ってしまうのではないかと思うと同時に、大変な年度になってきたと思いますが、その点をどのように予測していますか。
- 古賀総務部長 本県にもどういった影響が現実に出てくるかというのは難しい面もありますが、やはり予算編成、あるいは運用面でも非常に大きな財源になっていますので、十分県内の状況を把握しながら、財政運営等で特に税収の見積みあるいはその確保の面で遺漏がないように注意していきたいと思います。今は特に景気が急激に変動して落ち込んでいる中で、法人二税を始めとして、ガソリン関係の税もそうですが、税の見込みが非常に立ちにくくなっていますので、我々としても緊張感を持って、しっかり状況を把握していき、そして必要な対応等々が出てくれば、しっかり対応していかなければいけないと思いますので、それらによく注意して、また議会にも御報告申し上げたいと思います。
- 金丸委員 今、軽油引取税の話がありましたが、軽油が高くなっています。以前、山梨県内でも軽油に石油をまぜて貯蔵タンクに入れて、それをトラック運送業者に安く売ったということが検査で出てきた経過があります。今時はそうした業者もいないと理解していますが、例えば会社のトラックは別にしても、個人で軽油を入れて石油を入れてまぜてという脱税行為も軽油が高くなっていることからすると考えられます。県では、そうしたことに対する取り締まりは、特に原油が高くなったからということなのか、それともそういうことがはびこっては困るので、取り締まりもしっかりやるということなのか、現状の考えを聞かせてください。
- 渡辺税務課長 不正軽油については、平成16年度の地方税法の改正により厳罰化されています。不正軽油はトラックなどにより、県を越えて移動するという一方で、各県の連携が非常に重要です。そこで、関東近県で不正軽油撲滅の協議会を設けて、一斉の抜き取り調査等を実施しています。また、本県では、不正軽油対策協議会という組織を設置しており、運輸支局や警察、それから、県環

境部局との連携をとりながら、不正軽油を撲滅するように取り組んでいます。なお、不正軽油の場合は110番による通報制度もあり、19年度は9件ほど不正軽油についての連絡等が来ています。

(人事委員会勧告について)

金丸委員

いよいよ県の人事委員会勧告の時期を迎えているということで、人事委員会の昨年の勧告書などを見せていただきました。人事委員会については言うまでもなく、労働基本権の制約の中で設置されています。公務員には団結権はあっても団体交渉権とか、団体行動権は認められないことから、人事委員会に中立的な立場でいろんな勧告をしていただいて、そういう意味では、非常に時流にマッチして、次世代育成支援や仕事と家庭のバランス、ライフ・ワーク・バランスの問題、あるいは、働く人にとっては時間外の縮減の問題や年休の取得など、幅広く勧告の中で触れられていると思っています。

そういう中で、ことしの勧告が出されることとなり、まず一番大きいのは賃金引き上げですが、8月での国の人事院勧告はゼロベースになっているということで、また多分右へ倣えですから、県の人事委員会についてもそういうものを、踏襲することになるかと思いますが、まず考え方を聞かせてください。

横森人事委員会事務局次長

人事委員会の設置等については、おっしゃるとおりです。今、人事委員会においては、民間に準拠し、あわせて国その他の地方公共団体と均衡を図る水準となるよう、勧告などの準備作業を行っています。現在は、8月11日に勧告されました人事院勧告とか、都道府県の状況調査等、最終的な作業に取り組んでいます。

金丸委員

これから具体化を図っていくということですが、先ほど申し上げた賃金引き上げとは別に、いろんな問題提起がされていて、次世代育成支援対策、時間外労働の縮減や勤務時間の検討、心の健康づくり対策の推進などはことしの人事院勧告でもおおむね踏襲されるという考え方に立つのでしょうか。

横森人事委員会事務局次長

いろいろな調査等を行い、今、分析を行っています。基本的には例年行っている人事行政についてという項目等については今までどおりで、詳細については人事委員会の3名の委員さんの中で表明されると思っています。

金丸委員

おおむね前年度の勧告が踏襲されていくという理解でいいのですね。

そうしますと、昨年の給与勧告実施の要請の中で、「職員に適正な処遇を確保することは、公務員としての自覚を促すとともに、優秀かつ多様な人材の確保につながり、将来にわたり県の行政運営の安定に資するものであり、また県民の理解を得る上でも重要であると考えます。なお、現在、特例条例による給与の減額措置のために、職員に対する適正な給与水準が確保されていない状態である」と、「財政上の理由があるにしてもできるだけ早期に解消するために、あらゆる努力を行うよう希望する」と書かれています。

この流れの中で、県庁舎の耐震化や北口の図書館といったもので将来多額の経費が予想されるため、来年1月から一般職員も含めて給与のカットを行い、トータルで年間14億を3年間、削減していこうということが、明らかにされてきています。この昨年の勧告とことし提案がされている事柄の整合性をどのように考えていますか。

横森人事委員会事務局次長 人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権の制約に立った代償措置であり、地方公務員法に定める給与決定の定めに基づいて、適正な給与と確保機能を有するものです。当委員会としてはこの原則に基づいて、職員に適正な給与水準が確保されるよう詰めてきました。そうした中で、昨年の勧告書の中でむすびにおいては、12月に当初の特例条例が期限を迎えるということがありましたので、減額措置が解消されるよう希望しました。

しかし、昨年の12月議会において、新たな減額措置に係る条例が提案されて、県議会議長からの意見聴取に際して、行財政状況等を総合的にかんがみ、職員や期間等を限定した特例的な措置と理解して、やむを得ないものと考え、今後は給与決定の求めに沿って、対応することを希望する旨の回答を行いました。

金丸委員 もちろん現在の経済情勢、県の職員が置かれた状況や県の財政事情などを勘案すると、私もここで発言しているのが2%の削減はやめた方がいいという話ではなくて、もとの状態に戻すことが望ましいという勧告が出ているところから、この4%削減との関連で、それは人事委員会に勧告する権限があるわけで、だから、そこは昨年言ったことと、県がやろうという措置と違いが出ているわけです。その違いをどういう合理的な整合性を持って、説明されるのか私は疑念を感じることからお尋ねしているので、もう一度考え方を教えてください。

横森人事委員会事務局次長 職員の勤務条件に係ります条例の制定、改廃等には議会から意見聴取が求められます。さらなる減額措置の特例条例の提案がされたときには、委員会におきまして慎重に審議されるものと考えています。

(職員採用について)

金丸委員 人事委員会がいろんな意味で、大変、職員の勤労意欲を高めたり、疾病にかかわる課題についても、健康管理に気をつけるようにといった勧告をされていることは大変すばらしいことだと思いますが、それが実行に移されるかどうかという、管理・監督する権限はないということですから、今回の2%削減においてもやむを得ないとは思っていますが、ただ、多くの県民が理解するためには、その勧告との整合性をきちんと説明する義務が必要ではないか、問題提起して次の質問に入ります。

それで、来年の採用についてお尋ねしたいと思います。平成21年4月1日の採用の上級職は何人を予定していますか。

横森人事委員会事務局次長 当初は88名の採用に対して、合格者は76名です。

金丸委員 88名の採用に対して、76人を採用する予定でいいですか。

横森人事委員会事務局次長 職員の採用については、人事委員会において採用候補者名簿として76名を登載予定です。採用については任命権者に権限があります。

金丸委員 76名を採用予定ということで、名簿に登載したのですね。それには欠員などは別はないのですか。88名に対して76名ということによろしいですか。

芦沢総務部次長 ただいま人事委員会から回答がありました。88名採用の予定で定員を定めましたが、76名しか競争試験した結果、採用できないといったことで名簿に登載されていますので、人事サイドとしては、その人数は基本的に採用するつもりでいます。

金丸委員 それはやはり県の試験のレベルに到達しなかったということで、88名にならなかったと理解していいのでしょうか。

横森人事委員会事務局次長 昨年、今年度と非常に民間における採用意欲が旺盛でした。そして民間においては退職者等も多かったということで、非常に今までの最大の採用をしています。そうした中で、公務員については国家公務員一種・二種等を含めて、非常に減少傾向が続いてきています。そのような中で、基本的には試験等においてそこまで達し得なかったために、欠員等が生じた状況です。

金丸委員 採用予定者の中で辞退したような動きはあるのですか。

横森人事委員会事務局次長 4名ほど辞退しています。

金丸委員 その辞退の理由はいろいろあると思いますが、せっかく予定を組んだ人が辞退するということですから、その追跡をしていると思いますが、結果はどうなっていますか。

横森人事委員会事務局次長 人事委員会では最終二次試験の最後に、合格した場合には県庁に入るかどうかという質問等をしながら、できる限り辞退がないような形で対応しています。しかし、例年何名かはそのような形で辞退を出しています。今のところは他の官公庁等へ合格した、また、民間への合格もあったということです。

金丸委員 県の職員だから有意義な人材を採用してもらい、山梨県の大きな発展のために働いてもらえる人を、予定しただけとってもらえばいいと思いますが、民間の処遇がよくなったという話があり、県の2%削減が出てきたことが、影響を及ぼしているのではないかという見方も一面ではあります。採用を辞退する人が具体的にそういったかどうかは、なかなか言ってもらえなかったかもしれませんが、面接の中での話として、そういうことが予想される人がいなかったかどうか、なかったと答えていますが、そういう話も私は耳にしています。先の有為な人材という点からいって惜しいという感じがしますので、そこには難しさはありますが、給与カットで影響が出ないようにしないといけないと思っていますが、いかがでしょうか。

中川人事委員会事務局次長 県職員の採用試験に関しては民間企業における高い採用意欲、あるいは受験年齢の減少といったことで全国的な傾向です。今、山梨でやっている給与カットの影響は、特に見られるとは考えていません。

#### (職員の海外派遣について)

中込副委員長 職員の海外派遣について質問します。

現在は国際化の時代です。知事が海外に行ってトップセールスをするということで、多くの職員が海外で勉強することは、将来の山梨を引っ張って

いく意味においても、重要なことだと認識していますが、その現状を教えてくださいたいので、現在どこに何人派遣しているのかお聞きします。

芦沢総務部次長 今、職員を3名海外に派遣しています。これは長期ですが、1カ所がパリ、もう1カ所が北京、あと1つは、忠清北道です。

中込副委員長 3名を派遣していて、大事なことだと思いますが、予算はどれくらいですか。

芦沢総務部次長 3名のうち1名の忠清北道については、相互交流ですので、特にそのための予算等は派遣先で負担していただいていますから、忠清北道からこちらへ来た職員の分はこちらで負担していますが、これは国際交流課の所管になって、人事課では申しわけありませんが、把握していません。あと2名はCLAIRという国際交流化協会の中で派遣していますが、こちらは20年度予算で見ますと、研修管理費ということで1,450万ほどの予算を計上しています。ただし、これについてはCLAIRから、1,200万円余りの補助金が来ます。おおよそ84%ぐらいが補助金で賄われていることになっています。

中込副委員長 補助金が八十数%でいい制度のように思いますし、また、これを効果的な制度にしようと思いますが、その行っている2名、あるいは3名に、それぞれ任務は明確に与えているのでしょうか。

芦沢総務部次長 CLAIRの2名については、CLAIRの職員として勤務します。これは全国の自治体の国際化のための事業を職員として行っていますが、そういった一般的な仕事のほかに、例えば北京の事務所に派遣した職員は、昨年7月、山梨県と北京市の観光交流に関する覚書の締結とか、またはいろんな観光のPRといったもの、山梨県のPRといったものにも精力的に取り組んでいます。それから、パリの職員についても、本県から派遣するワイン場の技術関係の職員とか、または、逆に本県の方に派遣されてくる語学指導のJETプログラムと申しますが、そういった職員のあっせんとか、またいろんな情報の収集、それから、忠清北道についてはそれぞれの交流事業ということで、相互に勤務しています。特に韓国、中国等については、これからの観光、または農産物の輸出その他について、いろんな情報を収集することも考えています。

中込副委員長 現在行っている方はその任務を持っていますが、先輩として過去大勢の国際視野を持った人が帰ってきて、現在、重要なポストについているだろうと私は思っていますが、現在どのくらいの先輩方がいて、人事サイドでせっかくの国際的な視野を持った人間を、大いに山梨県の将来のために活用するための施策や考え方、人事配置等について教えてください。

芦沢総務部次長 海外派遣研修については、昭和63年にアイオワへ派遣したのが始まりで、それ以降、合計すると38名ほど派遣してきました。そういった職員の中で、帰ってきたときには国際交流課に配置をすることを原則としていますし、現に、今、国際交流課の職員が合計11名いますが、そのうちの6名が海外派遣の経験者です。今、国際交流課にいる者では課長補佐が2名、たしか派遣経験者であったと記憶しています。

中込副委員長　私も海外で少し仕事をしたことがあります。海外に行く人間は語学という狭い視野ではなくて、私の個人的な考えでは、将来山梨県をしょって立つような人材を若いうちに選んで、その者は語学に使われるのではなくて、語学を使って県のために行くという人事を、やるべきという感覚を持っています。たまたま行って語学が堪能になったから、では、私はもう国際何とか課に入れられて、将来出世しないから、やめて語学の塾の先生になろうということがあったら、何のために県の金あるいは国の金を使ってやったかということになります。帰ってこられた中で全員残っているのか、やめられた方がいるのか、教えてください。

芦沢総務部次長　経験者の中で退職された方が2名います。1名は病気のためにやむなく退職しました。もう1人の方は、私が承知している範囲では、たしか語学教室のようなところへ自分の活躍の場を広げて仕事をしてみたいという考えを持っておられたと伺っています。また、補足ですが、外務省に研修に行った職員も何人かおり、その中でお一人たしかやめられた方もいらっしゃったと記憶しています。

中込副委員長　大体状況は理解できましたが、せっかくこれから国際化していく時代ですので、ぜひ私はただ制度で行ってきただけというのではなくて、若いころから将来山梨県を背負っていくような人材を選定することと、行ってきたらその人々を語学だけに使われる職務ではなくて、本当にトータル的に県を国際社会の中でどうやっていくかというような、重要なポストへ運用していく人事管理をしてもらいたいと思いますが、御所見をお聞きます。

芦沢総務部次長　今、先生から御指摘いただきましたように、派遣から戻ってきた職員は、国際交流課へまず配置します。ただ、国際交流課へ配置したからといって、5年も10年もそこに置くということではなく、通常の人事のペースと同じように、3年とか期間を経過後にはまた違う部署へ配置します。ただ、今たまたま6名いると申しましたが、今のところを経験してまた戻ってくるという中でやはりせっかく培った能力が継続できるような形で、なおかつ将来にわたっても県のために、その経験・能力を生かしていただく形の人事配置を今後していきたいと考えています。

#### (軽油引取税の免税制度について)

進藤委員　軽油引取税にかかわる免税制度について伺います。農業者が使う動力機械に使う軽油を買った場合に免税があるということで、そういうことを知らない方が大勢いまして、ついこの間も大変怒りを込めて私たちの方へそういう声を、届けてくださった方がいらっしゃいました。道路特定財源へ関係していきませんが、今まで本当に知らなかったということで、この制度の趣旨と、いつごろ制定されたのか伺います。

渡辺税務課長　軽油引取税は目的税で、道路の整備等に使われる税金です。基本的に軽油の引き取りについてはすべて課税するということですが、政策的な観点から制度が昭和31年から創設されており、特定の部分については地方税法で、免税措置があります。農業機械等を活用するために軽油を使う場合については免税になっています。

- 進藤委員 山梨県内で実際その免税措置を受けて、制度を利用した方がどのくらいいるのでしょうか。
- 渡辺税務課長 平成19年度の状況ですが、免税は農業だけではなく、例えば鉱物の採掘事業等に使う場合についても、免税措置がとられます。トータルでいきますと202人で、そのうち農業関係は124人です。
- 進藤委員 私の所属している梨北農協は韮崎市と北杜市が一緒になっている農協ですが、そこへ問い合わせしてみたところ、その農家戸数が8,792人で、そのうち免税を利用した人が11名ということで、非常に低くて驚きました。そして近所のおじさんなどに、その免税措置があることを知っていましたかと聞いたら、「いや、初耳だ」などと言っており、そういう制度が使えるなら、この軽油が高くなっている時代に、少しでもそれを免税してもらえば、家計も楽になるのになどと言っていました。
- そしてこの取引税の手引き書を読ませていただいて、そのおじさんたちにも見ていただいたら、非常に煩雑で、しかももう少し親切にしてもらわなければ困ると言っていました。申請する場合に総合県税事務所にご相談くださいと書いてあり、非常に何かお上のやり方で、実際、農業者の人にもっと親切にしてもらいたいとか、その手続をするのにいろんな書類を持っていかなければいけない、一々北杜市の山の中から甲府の県税事務所まで行って、こうですよ、ああですよと言われてまた帰って行って、またその書類を持って申請に来なければならないといったものです。
- 非常に大変なことですから、面倒くさいからついついみんな知っている人も、少しばかりならということで利用できなかったのかなと思いますし、国でそういう制度をつくっても、利用しないならこれはないも同じことで、どうしたらこれを利用してもらえるか、まずはこういう制度がありますということ、どうやって皆さんに知らせていくかをお聞きします。
- 渡辺税務課長 軽油引取税の免税措置に対する広報活動ですが、免除の関係は例えば障害者の減免など、いろいろな特例措置があります。軽油引取税の免税もそうですが、県のホームページあるいは県税のしおりなどによって税務広報を行っています。農業者の数に比較して免税措置を受ける数が少なく、また、手続が煩雑というお話もありましたが、軽油取引税の免税というのは非常に限られたところに免税をするということで、しかも軽油自身は場合によっては課税対象になるものにも使われる可能性があるということで、確かに免税措置を受けられるかどうかを十分に確認しなければならないという部分で、非常に厳密な申請を要求しています。
- 総合県税事務所に来て相談してくださいということで、非常にお上のいうお話ですが、確かに周知が足りないのではないかという話があり、これは農水省の関係ですがことしの7月に生産局長名で、農業者がこの免税措置を知らない可能性があるので、JAを通じて研修会・相談、あるいは申告の手伝い等をするようにということで通知を出しています。本県においても今までに農政部の関係の広報誌等に、その免税措置についてのPRのためのQ&Aのような原稿の要請があり、そういったものにこたえています。基本的にはこういう農業者の広報誌などの広報活動の中でお知らせしていくのが、一番農業者にわかりやすいのではないかとということで、農政部とよく相談させていただきたいと思っております。
- それから、申請手続ですが、本県もそうですが、他県の状況を見てもJA

や農機具の販売店で、ある程度申告のお手伝いのようなことをしていただいていることがあり、本県でもそのようなことを行っています。したがって、広報も含めてJA等で丁寧なアドバイスをしていただければ、非常にありがたいと考えています。

進藤委員

本当に農政部とよく連携をとり、ぜひ農業者にももっと働きかけて、当然いただける権利である免税措置を自分たちも受けて、少しでも農業の実際の方面へそのお金が有効に活用していくように農業者自身もそれにしっかり取り組むとか、それを援助するJAとか回りの人たちの支援も非常に大切だと思います。大変苦しい時代ですから、ぜひ温かい手を差し伸べる方法をひと工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺税務課長

広報活動については、農政部と相談する中で、知らなかったから免税を受けられないということのないようにしていきたいと思います。ただ、この免税措置は課税の公平の観点から、法律で定められていますので、適用に当たっては少し厳しく見ざるを得ないので、それを緩くしていくことはあり得ませんので、御理解いただきたいと思います。

#### (個室ビデオ店等の防火指導について)

進藤委員

別の問題で消防防災課へお尋ねします。去る10月1日未明に大阪の個室ビデオ店で火災が発生して、死者が15名、負傷者が10人という非常に痛ましい事犯があったわけですが、こういう個室ビデオ店に限らずカラオケボックスとか、インターネットなどの個室型の類似した施設が、一たび火災を起こすと大変な騒ぎになることを、本当に報道を見てびっくりしましたが、こういう施設が本県にもどのくらいあるかお尋ねします。

窪田消防防災課長

個室ビデオ店等の個室でカラオケ等を、お客さんに提供するような施設ですが、現時点で各消防本部が把握している施設として全部で53件です。内訳ではやはりカラオケボックスが一番多くなっています。続いて、やはりインターネットカフェという順になっています。

進藤委員

カラオケボックスが幾つといった内訳はどうでしょうか。

窪田消防防災課長

カラオケボックスについては県下で41、それから、インターネットカフェについては11、それから、テレフォンクラブが1件で、本県には個室ビデオ店は現在のところありません。

進藤委員

今回の火災を受けて、緊急調査を指示したと言われていますが、どのように調査をしたのですか。

窪田消防防災課長

10月1日に消防庁から通知があり、個別のビデオ等ということで、個室にお客さんを入れるカラオケとか、インターネットカフェのようなところについては、調査をなささいということですが、調査の内容については、やはり火を使っている場合もありますので、火気の管理、それから、避難経路の管理はどうか、また従業員による避難誘導や通報等の体制はどうなっているのか、また消火器等の消防用施設等の設置状況などについて調査して、今月末までに国に報告するようということでした。

- 進藤委員 今月末に報告ですね。今までもう何件か見てきて、まだその結果は出ないですか。
- 窪田消防防災課長 調査については1日に通知が来て、やはり10月2日から各消防本部で調査に入っています。調査については消防職員2名～3名、建築指導を担当している部局の県または市の職員と、連携をとる中で調査を実施しています。けさの8時半現在ですが、立ち入り検査した施設は23件です。
- 進藤委員 調査をしたり、立ち入り検査をしたというお話ですが、問題があるところはどのくらいありましたか。
- 窪田消防防災課長 調査した結果、違反が見つかった内容ですが、23件のうち総体的には14件違反が見つかっています。内容としては、軽いものでは避難路に物が置いてあったとか、あとは消火器や消火栓の消防設備等の検査の未報告、あとは防火管理者の未選任という案件がありました。
- 進藤委員 今、14件も違反があるというので驚きましたが、そういった違反があった場合にはどのように対処しましたか。
- 窪田消防防災課長 軽微なものについてはそこで口頭注意して、避難路に物がある場合はすぐどけなさいという形で指導しますが、最終的には調査結果を整理して、違反している施設については、建物の所有者または使用者に対していつまでにこういうものをこうしますという形の改善計画書の提出を求めて、整備されるように指導していく方法をとります。
- 進藤委員 違反がある場合にも事業はそのまま続けているのでしょうか。あるいは、改善されるまでは仕事は停止といった厳しい措置をしているのでしょうか。
- 窪田消防防災課長 重大なものになると、最終的には営業停止ということがありますが、基本的には今回の場合では、早急に計画を出していただいて整備していただいて、安全に営業していただくという形の案件でした。
- 進藤委員 計画を出してから直すということで、当然計画を立てなければ改善はできませんが、その間に何かあったら大変だと、割合生ぬるいという感覚もあります。それをできるだけ早くという姿勢で臨まないと、人命に何かあった場合は大変な取り返しのつかないことです。かなり厳しく対処していただきたいと思います。
- また、そのほかで今回のいろんな情報によりますと、火事の原因の中で一番多いのは、放火だということが出ていましたが、放火に対する対策はどのように立っていますか。
- 窪田消防防災課長 放火ですので、まずこういう個室については、店員さんによく注意していただきます。それから、一般住宅への放火もありますので、消防本部職員や消防団による巡回、市町村消防署からももちろんですが、各市町村等から住民に対して、注意するようという啓発をしています。
- 進藤委員 そういう事件が起きないように、何か新しい建物ができたり、新しいお店ができたりしたときに、いち早くその情報をキャッチして立ち入り調査など

ができるようにしないと違反をしている場合もあり、油断してはいただけないと思いますが、先ほど立ち入りを23件したというお話がありましたが、それは急に立ち入りをしたのでしょうか。

窪田消防防災課長 各消防本部で自分の所管している地域に、どのくらい施設があるということは基本的には把握していますので、各消防本部で一日で全部入るというわけにはいきませんが、計画を立てて、相手に通報するというのではなく係員が現場へ行きまして検査をする形です。

進藤委員 ありがとうございます。本当に大変な仕事ですが、県民の安全のためにぜひよろしくをお願いします。

その他

- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、例年は9月定例会から12月定例会の間に行うこととなるが、本年は、諸般の事情により行わないこととされた。
- ・9月2日から4日にかけて実施された県外調査の結果について議長あてに提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 浅川 力三